

3 介護保険と認知症(初期段階)について

(1) 介護保険利用開始に至るまで

高齢化の進む社会では、介護の問題や認知症対策は避けて通れない課題となっています。2点お伺いします。

問⑦

①介護予防や生活の質向上につなげ健康寿命を延ばすことが大切です。最近ではフレイル予防ということも言われ、鳥取県では2月を「フレイル予防月間」と定めています。倉吉市における介護予防・フレイル予防の取組について教えてください。

②介護保険サービスを利用するにあたっては、本人や家族などの相談からスタートとなりますが、一人一人の状況や環境は千差万別です。介護保険サービスを受けるにあたっての一般的な流れ・留意点について簡単に教えてください。

市長答弁

①介護予防、フレイル予防の取組について。鳥取県では、2月をフレイル予防月間と定めている。本市としても市報2月号でフレイル予防月間にあわせて、フレイルの自己チェックだとか予防についての周知を図った。介護予防教室とかサロン等を通じて、フレイルの段階でフレイル予防策に通じるような取組を引き続き取り組んで参りたい。上井地区でもサロン等の設置だとか取組が進められているので、フレイル予防、認知症の予防等も含めて、運動や体操の指導、レクリエーション等の具材等の貸し出しも行っている。議員の方からも長寿社会課や地域包括支援センターの方に相談をしていただいて、予防に向けた取組に推進していただくようご指導いただきたい。

②介護保険サービスの一般的な流れについて。本人・家族が地域包括支援センターまたは長寿社会課等に要介護支援認定を申請していただくことがスタートであります。認定調査員が本人の動作確認とか、生活状況を聞き取り、主治医が本人の心身の状況による意見書を作成して、広域連合で開催されます認定審査会で要介護度が決定され、それに応じた介護サービスが展開されていくこととなります。

令和4年度の申請件数は2272件でした。留意点としては、調査票の作成にあたっては、本人、家族の方、地域包括支援センター職員にも同席していただき、実態に応じた審査が出来るように対応をお願いしている。

藤井

介護予防、フレイル予防が原点、ここに力を入れて欲しい。介護認定の流れについては、両親や親族の認定で何度か経験をしているので理解しています。一つ、2272件の申請件数の中で、2次判定では5名程度の審査員で判定をしますが、1次判定ではコンピュータ診断です。介護認定の基準は全国一定で決まっているので当然一緒のはずですが、こういうことを聞くことがあります。「倉吉では近隣に比べると介護のハードルが高い。認定基準は一緒だが厳しいのではないか。調査項目70余項目であったり、特記事項の書き方、主治医の意見書はどうしようもないだろうが、調査員の伝え方が、他県や他から見たら・・・これはもうちょっと介護度は高いんじゃないの」といったことを聞くことが有ります。一昨日も、電話がかかってきて相談にのって欲しいと有り、「市の判定に持って行く前に地域包括支援センターなどのところで『倉吉は厳しいからあげても駄目ですよ』みたいなことまで言われた」と、これ変だなと思いながら、これは答弁できないかもしれませんが、個別の案件なので、別にあたっていきたいと思いますが、・・・そうじゃないですね。「きちんとないですよ」ってことですよ。

市長答弁

いや、基本的には同じ基準の中で審査はされていると思いますが、いろんなところでそんなお話があるということであれば、それはちょっと聞いてみたりして、周辺4町とかと違うとか、そういったこともあるのかなのか、また、そういった懸念をもたれることがないか、ちょっと調査をしてみたいと思います。

藤井

そうではないと思っておりますが、やはり、該当者になった場合、本人、家族もいろんな事が気になりますので、そういった立場で、ましてや市にあげる前にといったことはないとは思いますが、そのような疑念が持たれないようなことをしっかりとやって

もらったらなと思いますし、個々の案件については結構ですけども、よろしく願います。

(2) 認知症対策 等

2025年には推計675万人が認知症になると推計され、認知症対策は喫緊の課題となっています。2点お伺いします。

問⑦

①今年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。この法律の中で地方公共団体の責務として、「認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、さらに、「市町村は実情の即した認知症施策推進計画を作成するよう努めなければならない。」とあります。認知症基本法によって倉吉における認知症の取組にどのような影響があるのですか。

②認知症発症前や初期（発症はあっても日常生活は自立）段階における、本人の気づき、家族や地域のよりよい関わりについて教えてほしい。

市長答弁

①認知症基本法に基づく市町村の認知症推進計画の作成について。今年1月に作成されたところで、市の推進計画については、次の第10期の介護保険計画の策定にあわせて推進計画を策定していきたいと考えている。こういった影響があるのかということですが、この法律によって市の取組が大きく変わるというものではなくて、これまでの細やかな取組を継続して実施していくということになると認識している。認知症の早期発見、早期診断等に向けた取組を引き続き進め、認知症予防、症状が進むことを何とかサロン、なごもう会等いろんな集いの場もあるので、お互いチェックしながら取り組んでいけたらと思う。これまでも、物忘れ検診をしたり、認知症ケアとして認知症ケアパスなども作成して、必要なサービス等もお示しして取り組んできたので、それらの内容を計画等に入れながら取り組めたらと思います。

③初期のよりよい関わり方について。本人や家族、地域の方々にも介護予防教室とか認知症予防教室へ是非とも参加していただいて、認知症についての正しい理解を市民の皆様に深めていただくということではないかと思います。本市では、認知症サポーター養成講座も開催しています。認知症の対応方法についても知っていただくことが重要ではないかと思います。その講座では、「ま

ずは見守りましょう。余裕を持って対応しましょう。」といった基本的な認知症の方への対応方法など示しており、それらの傾向が見られる方へのお知らせもしたいと思うので、長寿社会課、ちょっと信用が低くなっているのかもしれませんが、地域包括支援センター等にご相談をいただければと思います。

藤井

（地域包括支援センター等）しっかりやっておられるという認識を持っており、また、色々世話になっておりますので、誤解を招いたとしたら申し訳ないですけれども……。私自身、両親や親族等の介護保険サービスを受けた経験、現在認知症グループホームの家族代表として長寿社会課の方にもおいでいただき推進委員会の中で高齢者福祉問題に関わらせていることもあり介護保険制度や認知症他作には関心を持っています。

誰もが、いずれ行く道です。「ゆりかごから墓場まで。」イギリスの学者の言葉ですが、子ども、高齢者をはじめ、社会的弱者にやさしい社会は誰でも住みやすい社会・地域です。今回、介護制度や認知症対策について少しだけ取り上げました。これらの問題については今後も何度か取り上げたいと思います。高齢者福祉問題に関する市長のお考えをお聞きして質問を終わります。

市長答弁

高齢者かが非常に速いスピードで進んでいる本市なので、先進的な取組といった面では、最後まで安心して暮らせる、対応が出来る市であり、地域で有り、そういったことに引き続き取り組んで参りたいと思います。議員の方からのご支援、ご指導をいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。